「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（1型部分精製・2型毒素・5型毒素）（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン	717,500	20,300		10	2
「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（1型部分精製・無毒化毒素）（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン	717,500	20,300		10	2
「豚増殖性腸炎生ワクチン	395,700	62,000		11	2
「豚増殖性腸炎生ワクチン	395,700	62,000		14	2
「マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン	682,000	324,300		凍結ワクチン 15 乾燥ワクチン 12	凍結ワクチン 2 乾燥ワクチン 2
「マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン	682,000	324,300		凍結ワクチン 15 乾燥ワクチン 15	凍結ワクチン 4 乾燥ワクチン 2
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン	469,100	20,300	37		5
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン	469,100	20,300	42		5
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	551,100	20,300	49		5
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	551,100	20,300	69		5
「ニューカッスル病生ワクチン（シード）	0	108,500	2	2	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	0	220,000	2	2	2

「ニューカッスル病生ワクチン（シード）	2,200	106,300	2	2	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	2,200	217,700	2	2	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	2
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性コリーザ（A・C型）・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	2

改める。

○農林水産省告示第三百六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中(81)を(83)とし、(78)から(80)までを七ずつ繰り下げ、(77)を(83)とし、(83)の次に次のように加える。

(84)　ジアルジア症診断用抗体

(76)を(82)とし、(35)から(75)までを六ずつ繰り下げ、(34)を(39)とし、(39)の次に次のように加える。

(40)　マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(33)を(38)とし、(22)から(32)までを五ずつ繰り下げ、(21)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25)　パスツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（シード）

(26)　ボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ混合（アジュバント加）トキソイド（シード）

(20)を(23)とし、(15)から(19)までを三ずつ繰り下げ、(14)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17)　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（1型部分精製・無毒化毒素）（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(13)を(15)とし、(10)から(12)までを二ずつ繰り下げ、(9)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　豚丹毒（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　牛クロストリジウム感染症3種混合（アジュバント加）トキソイド（シード）